

平成14年第6回定例会

階上町議会会議録

平成14年9月10日開会

平成14年9月13日閉会

階上町議会

平成14年第6回階上町議会定例会 第1日

議事日程第1号

平成14年9月10日 午前10時開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 提案理由説明

日程第 4 陳情第 1号 「食品の安全に係わる包括的法律（食品安全新法）の制定と行政組織の設置に関する意見書」を国に提出することを求める陳情

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（17名）

1番	橋 場 敏 雄 君	2番	高 松 久美子 君
3番	石 川 清 人 君	4番	山 田 恵 治 君
5番	土 橋 信 夫 君	6番	郷 州 公 典 君
7番	松 森 萬 君	8番	佐 京 登 君
9番	畑 中 弘 實 君	10番	大 前 典 男 君
11番	桑 原 一 夫 君	12番	木 村 勝 彦 君
13番	欠 員	14番	浜 谷 豊 美 君
15番	平 戸 茂 雄 君	16番	松 倉 正 美 君
17番	田 端 清 君	18番	荒 道 鶴 造 君

欠席議員（なし）

説明のための出席者

町	長	上 山 博 一 君	助	役	笹 山 一 夫 君
収 入	役	荒 谷 剛 生 君	教 育	長	山 本 雅 教 君
総 務 課	長	桑 原 定 男 君	企 画 課	長	上 博 文 君
税 務 課	長	高 階 繁 雄 君	保 健 福 祉 課	長	浜 谷 義 勝 君
農 林 水 産 課	長	鳩 文 男 君	建 設 課	長	工 藤 靖 夫 君
町 民 課	長	三 上 孝 八 君	中 央 保 育 所		中 村 豊 志 君
出 納 課	長	池 田 隆 君	新 田・小 舟 渡・田 代 児 童 館 長		荒 沢 和 子 君
学 務 課	長	林 貢 君	社 会 教 育 課	長	高 橋 信 一 君
体 育 課	長	中 城 功 君	給 食 セ ン タ ー 所 長		寅 谷 信 廣 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長		小 沢 勝 君	ハ ー ト フ ル プ ラ ザ は し か み 所 長		佐 々 木 忠 弘 君
代 表 鑑 査 委 員		渡 部 直 樹 君			

職務のための出席者

議 会 事 務 局 総 括 主 幹	赤 松 セイ子 君	総 務 課 長 補 佐	沼 沢 範 雄 君
総 務 課 庶 務 係 長	長 根 工 君		

◎ 開会の宣言

午前10時00分

◎ 開議の宣告

午前10時02分

○議長（荒道鶴造君）

ただいまの出席議員は17名であります。定足数に達しておりますので、これより、平成14年第6回階上町議会定例会を開会いたします。

ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はあらかじめお手許に配布したとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第119条の規定により議長において、2番高松久美子君、3番石川清人君を指名いたします。

日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から9月13日までの4日間といたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。（なしの声あり）ご異議なしと認めます。

よって会期は、本日から9月13日までの4日間と決定いたしました。

日程第3、この際、報告第1号 専決処分した事項の報告についてから、議案第8号 青森県市町村職員退職手当等組合理約の変更についてまでの10件を、一括上程いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長 上山博一君。

○町長（上山博一君） はい、上山。

本日ここに、平成14年第6回階上町議会定例会を開会するにあたり、議員各位には、ご多忙のところご出席いただき、誠にありがとうございます。

それでは、本定例会に提案いたしました議案の概要につきましてご説明申し上げ、審議の参考に供したいと思えます。

報告第1号 専決処分した事項の報告についてご説明申し上げます。

本案は、自動車破損事故による被害者に係る損害賠償の額を定めることを専決処分したので報告するものであります。

認定第1号 平成13年度決算の認定について、ご説明申し上げます。

平成13年度決算の認定に付す案件は、一般会計及び特別会計7件であります。

それでは始めに、平成13年度階上町一般会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

歳入総額58億4886万5410円に対し、歳出総額は、56億6688万1812円

で歳入歳出差引額は、1億8198万3598円となり、ふるさと林道緊急整備事業、登山口・石倉線道路改良事業、河川等災害復旧事業等、合わせて1億2092万円の繰越明許費繰越額がありますので、実質収支額は、6106万3598円となったものであります。

このうち4000万円を、財政調整基金に積み立て、平成14年度への繰越額は、2106万3598円となります。

歳入を款別に構成比率でみてみますと、地方交付税が42.6パーセントで最も高く、対前年度比では、4.6パーセントの減となりました。

町税は15.3パーセントで、対前年比0.9パーセントの増、町債は15.3パーセントで、対前年度比37.2パーセントの増となりました。

県支出金は7.1パーセントで対前年度比40.5パーセントの減であります。

財源内訳の構成割合は、自主財源24.3パーセントに対して、依存財源は75.7パーセントと大きな比重を占めております。

次に、歳出を款別構成比率でみてみますと総務費が16.7パーセントを占め最も高くなっており、その主なものは、八戸市地域広域市町村圏事務組合負担金、コミュニティセンター建設事業費、住民基本台帳ネットワーク事業費等であります。

農林水産事業費は、16.3パーセントで主なものは、中山間地域総合整備事業費、ふるさと林道緊急整備事業費、大蛇地区漁業集落環境整備事業費等であります。

民生費は、15.2パーセントで主なものは、特別会計繰出金、身体障害者扶助費、保育園運営費等扶助費、保育所及び児童館運営費等であります。

教育費は、12.1パーセントで、小中学校等教育施設及び社会体育施設等の管理費、生涯学習活動費等であります。

これらを、性質別経費に分析してみますと、人件費、扶助費、公債費の義務的経費に、37.2パーセントの21億609万2000円、普通建設事業費、災害復旧事業費の投資的経費に25.7パーセントの14億5592万5000円、物件費、補助費、繰出金等その他の経費に37.1パーセントの21億486万5000円が支出されております。

前年度比では、歳出総額で6.5パーセントの減となり、その内訳は、義務的経費が0.1パーセントの減、投資的経費が18.7パーセントの減、その他の経費が1.7パーセントの減であります。

財政の弾力性を判断する指標として用いられている経常収支比率は、81.3パーセントで前

年度比0.4パーセント高くなっております。

公債費比率は、16.1パーセントで前年度比0.2パーセントの増となっております。

以上、一般会計の決算状況を申し上げますが、地方財政を取り巻く環境は経済の低迷が続く中、地方交付税の減額、国庫補助金の整理合理化等が予想されるなど、誠に厳しいものがあります。

今後は、徹底した行財政改革に取り組み、経費のスリム化、効率的な財源の運用を図り、本格的な少子高齢化社会の到来を控え、当町が抱える諸問題に対処しなければならないと考えております。

平成13年度階上町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算について、ご説明申し上げます。

本年度の決算額は、収入済額13億2779万4086円、支出済額12億6395万1914円で、歳入歳出差引残額は、6384万2172円となり、うち4000万円を国保会計財政調整基金へ繰入いたしました。

歳入の主なものについてご説明申し上げます。

国民健康保険税は、4億9863万4000円、国庫支出金は、5億1919万円であわせて歳入総額に占める割合は、76.7パーセントであります。

歳出の主なものについてご説明申し上げます。

保険給付費8億4687万2000円、老人保健拠出金3億354万1000円で合わせて歳出総額に占める割合は、91パーセントとなりました。

平成13年度階上町国民健康保険特別会計直診勘定歳入歳出決算について、ご説明申し上げます。

本年度の決算額は、収入済額4780万5618円、支出済額4443万6948円で、歳入歳出差引残額は、336万8670円となりました。

歳入の主なものについてご説明申し上げます。

診療収入は、1654万2000円、繰入金は、2718万1000円で、歳入総額に占める割合は、合わせて91.5パーセントであります。

歳出の主なものについてご説明申し上げます。

総務費は、3788万5000円で、歳出総額に占める割合は、85.3パーセントでありま

す。

公債費は、415万5000円、医業費は、239万7000円となりました。

平成13年度階上町老人保健特別会計歳入歳出決算について、ご説明申し上げます。

本年度の決算額は、収入済額9億5124万524円、支出済額9億809万5826円で、歳入歳出差引残額は、4314万4698円となりました。

歳入の主なものについてご説明申し上げます。

支払基金交付金6億3305万円、国庫支出金1億8952万6000円で、歳入総額に占める割合は、86.4パーセントであります。

歳出の主なものについてご説明申し上げます。

医療諸費は、9億69万4000円で、歳出総額に占める割合は、99.2パーセントであります。

平成13年度階上町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算について、ご説明申し上げます。

本年度の決算額は、収入済額5255万6783円、支出済額5224万7634円で、歳入歳出差引残額は、30万9149円となりました。

歳入の主なものについてご説明申し上げます。

県支出金は、657万8000円で歳入総額に占める割合は12.5パーセントであります。一般会計からの繰入金は3843万3000円73.1パーセント、前年度からの繰越金は108万5676円で、2パーセント、町債は、288万で、5.3パーセント、使用料及び手数料が366万105円で7パーセントとなりました。

歳出の主なものについてご説明申し上げます。

排水設備工事費は1012万円で歳出総額に占める割合は19.4パーセントであります。処理場等施設管理費は1843万8135円で35.2パーセント、公債費は2368万9499円で45.4パーセントとなりました。

平成13年度階上町住宅用地造成事業特別会計歳入歳出決算について、ご説明申し上げます。

本年度の決算額は、収入済額及び支出済額とも39万1097円で、歳入歳出差引額は0円となり、13年度をもって会計廃止といたしました。

歳入については、財産収入と繰越金であり、歳出は積立金であります。

平成13年度階上町介護保険特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

本年度の決算額は、収入済額6億2844万9077円、支出済額6億683万7363円で、歳入歳出差引残額は、2161万1714円となり、うち2094万5000円を介護保険給付費準備基金へ繰入いたしました。

歳入の主なものについてご説明いたします。

支払基金交付金1億8920万1000円、国庫支出金1億5061万円、県支出金7738万2000円で、歳入総額に占める割合は、66.4パーセントあります。

繰入金は、1億2409万7000円で19.7パーセント、保険料収入は、7165万1000円で11.4パーセントとなりました。

歳出の主なものについてご説明いたします。

保険給付費は、5億8749万9000円で歳出総額に占める割合は、96.8パーセントであります。

平成13年度階上町公共下水道特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

本年度の決算額は、収入済額2812万円、支出済額2799万5107円で、歳入歳出差引残額は、12万4893円となりました。

歳入の主なものについてご説明申し上げます。

国庫支出金1000万円、歳入総額に占める割合は、35.6パーセントであります。

一般会計からの繰入金は912万円で32.4パーセント、町債は900万円で32パーセントとなりました。

歳出の主なものについてご説明申し上げます。

管渠工事費は、1898万4000円で歳出総額に占める割合は67.8パーセントであります。事務的経費は873万4287円で31.2パーセント公債費は27万6820円で1パーセントとなりました。

議案第1号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

本案は、地方税法の一部改正及びマンションの建替えの円滑化等に関する法律公布に伴い、階上町税条例及び階上町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を制定することを専決処分したものについて、その承認を求めるため提案するものであります。

議案第2号 階上町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、健康保険法の一部改正に伴う整備及びその他所要の整備をするため提案するものがあります。

議案第3号 階上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、健康保険法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の整備をするため提案するものであります。

議案第4号 平成14年度階上町一般会計補正予算第2号について、ご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出の総額にそれぞれ1億7984万2000円を追加し、歳入歳出予算の総額を59億1112万4000円とするものであります。

それでは、第1表歳入歳出予算補正の主なものについて順次ご説明申し上げます。

まず歳入であります。町税は、町民税1890万円を減額し、地方交付税は普通交付税1638万2000円、国庫支出金は公共土木施設災害復旧費事業費等1628万5000円、繰越金は1106万3000円、町債はふるさと林道緊急整備事業債9000万円、臨時財政対策債5000万円をそれぞれ追加補正するものであります。

歳出の主なものについてご説明申し上げます。

総務費は総務管理費に1067万9000円を追加しましたが、階上町農業委員会委員一般選挙費344万9000円を減額しましたので、増減合わせて822万6000円を追加するものであります。

民生費は老人福祉費に90万7千円、児童福祉費に508万8000円を追加しましたが、社会福祉費を287万7000円減額いたしましたので、増減合わせて311万8000円を追加するものであります。

衛生費は、八戸赤十字病院改築事業等整備費補助金161万円を追加いたしました。環境衛生費等の減額により、552万9000円の減額をするものであります。

農林水産業費は、ふるさと林道緊急整備事業費1億円、多目的研修センター改修工事805万円等、1億792万2000円追加いたしました。

土木費は土木管理費1015万円、道路橋梁費1907万9000円を追加するものであります。

教育費は、石鉢ふれあい交流館備品購入費1750万円等増減合わせて1353万2000

円を追加し、災害復旧費は過年度凍上災害復旧費2964万円を追加いたしました。

第2表債務負担行為であります。八戸赤十字病院改築等に伴う平成14年度から平成17年度までの補助金645万のうち、来年度以降の支出について設定するものであります。

第3表地方債補正は、既定の事業費の変更等に伴い補正するものであります。

議案第5号 平成14年度階上町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算第1号のついてご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1785万2000円を追加して、歳入歳出の総額をそれぞれ13億2573万5000円とするものであります。

歳入の主なものをご説明いたします。

昨年度の実績等により再計算したところ、国庫支出金1435万円、療養給付費交付金1719万7000円、共同事業交付金865万円等減額し、基金繰入金4000万円、繰越金に2384万1000円を追加するものであります。

歳出の主なものをご説明いたします。

総務費に290万8000円、老人保健拠出金3894万4000円、諸支出金739万7000円等追加し、保険給付費2978万9000円等を減額するものであります。

議案第6号 平成14年度階上町老人保健特別会計補正予算第2号についてご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算総額に、それぞれ883万9000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億7729万3000円とするものであります。

歳入の主なものをご説明させていただきます。

県支出金3162万円を減額し、繰越金3864万8000円等を追加するものであります。

歳出の主なものをご説明いたします。

総務費は、306万4000円追加するものであります。

予備費は、577万5000円を追加し、577万6000円とするものであります。

議案第7号 平成14年度階上町介護保険特別会計補正予算第1号についてご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ1079万6000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億2917万1000円とするものであります。

歳入の主なものをご説明いたします。

繰入金964万5000円等追加するものであります。

歳出の主なものをご説明いたします。

諸支出金は、964万7000円追加するものであります。

予備費は、17万7000円を追加し67万6000円とするものであります。

議案第8号 青森縣市町村職員退職手当等組合格約の変更について、ご説明申し上げます。

本案は、共同処理する事務のうち、ホテルアーデンを組合市町村職員の福利厚生施設として管理運営してきましたが、市町村における行財政改革推進等により、事業目的が希薄化してきており、また、当ホテルはオープンから18年を経過し、将来にわたり建物付属設備機器等の維持に多額の費用が見込まれ、かつ、経営の困窮化により、主たる業務である退職手当給付に支障を来す恐れがあり、よって、青森市内におけるホテルの現状を考えると、今後の当ホテルの継続は困難と判断し、平成15年度3月31日をもって廃止するため提案するものであります。

以上、提出議案につきまして概要をご説明申し上げますが、審議の過程におきましてのご質疑等に対しましては、本職並びに関係職員等からお答え申し上げますので、慎重にご審議の上、原案のとおり御議決下さるようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（荒道鶴造君） これをもって提案理由の説明を終わります。

日程第4 陳情第1号 「食品の安全に係わる包括的法律（食品安全新法）の制定と新行政組織の設置に関する意見書」を国に提出することを求める陳情の件を議題といたします。

お諮りいたします。

只今議題となっております陳情の件については、会議規則第39条の既定により教育民生常任委員会に付託いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。（なしの声あり）ご異議なしと認めます。

よって陳情第1号につきましては、教育民生常任委員会に付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。

議事の都合により、明日9月11日は休会といたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。（なしの声あり）ご異議なしと認めます。

よって、明日9月11日は、休会することに決定いたしました。

以上で本日の日程は、全部終了いたしました

次の会議は、9月12日午前10時から開きます。

本日は、これにて散会いたします。

(散会時刻 午前 10 時 33 分)

平成14年第6回階上町議会定例会 第2日

議事日程第2号

平成14年9月12日 午前10時開議

日程第 1 一般質問

日程第 2 報告第1号 専決処分した事項の報告について

(自動車破損事故に係る損害賠償の額を定めることの専決処分)

日程第 3 議案第1号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて

(階上町税条例及び階上町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定の専決処分)

日程第 4 認定第1号 平成13年度決算の認定について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(16名)

1番	橋場敏雄君	2番	高松久美子君
3番	石川清人君	4番	山田恵治君
5番	土橋信夫君	6番	郷州公典君
7番	松森嵩君	8番	佐京登君
9番	畑中弘實君	10番	大前典男君
		12番	木村勝彦君
13番	欠番	14番	浜谷豊美君
15番	平戸茂雄君	16番	松倉正美君
17番	田端清君	18番	荒道鶴造君

欠席議員

11番 桑原一夫君

説明のための出席者

町長	上山博一君	助役	笹山一夫君
収入役	荒谷剛生君	教育長	山本雅教君
総務課長	桑原定男君	企画課長	上博一君
税務課長	高階繁雄君	保健福祉課長	浜谷義勝君
農林水産課長	鳩文男君	建設課長	工藤靖夫君
町民課長	三上孝八君	中央保育所	中村豊志君
出納室長	池田隆君	児童館長	荒沢和子君
学務課長	林貢君	社会教育課長	高橋信一君
体育課長	中城功君	給食センター所長	寅谷信廣君
農業委員会事務局長	小沢勝君	ハートフルプラザ所長	佐々木忠弘君
代表鑑査委員	渡部直樹君		

職務のための出席者

議会事務局総括主幹 赤松セイ子君 総務課長補佐 沼沢範君
総務課庶務係長 長根工君

◎ 開議の宣告

午前10時01分

○議長（荒道鶴造君） ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はあらかじめお手許に配布したとおりであります。

日程第1 一般質問を行ないます。

順次質問を許します。

5番土橋信夫君の質問を許します。

（はい、5番、土橋）

5番、土橋信夫君。

○5番（土橋信夫君） 平成14年9月定例会の開会にあたり一般質問の機会を与えていただきありがとうございます。通告に従い一般質問いたします。

市町村合併に関する町の対応について質問いたします。

まずはじめに、八戸地域合併検討協議会の平成14年度スケジュールから、平成15年1月、第8回合併検討協議会において、協議会の方向性を協議することになっていきます。

これまでの全国の市町村合併にかかる事例として、関係市町村の基本的合意から合併に至るまでの平均的所用時間が約22ヶ月といわれております。任意協議会である八戸地域合併検討協議会の目標設定を合併特例法の法的施行期限である平成17年3月として、逆算すると2年あまりしかありません。

八戸地域合併検討協議会の持つ多様性、公益性などを勘案すると17年3月のタイムリミットまで、決して多い時間ではありません。

そこでお尋ねしますが、平成15年1月開催予定の第8回合併検討協議会の方向性協議の結果は、その後の合併スケジュールの上で、どの程度の拘束力を有するものなのか町長のお考えをお伺いします。

次に、平成12年に実施された町長選挙において上山町長は、公約として住民の意思を尊重した市町村合併への取り組みを掲げています。合併検討協議会の合併スケジュールによると平成14年度は、地区懇談会や住民懇話会の開催、地域の将来構想の策定、住民意見の反映、合併効果の検証、そして方向性の確認等々の予定が組み込まれています。さらに、平成15年度平成16年度は、法定協議会への移行

というスケジュールになっています。この様な市町村合併の流れが予見される中で、いつ、どのような形で住民の意思を尊重するのか、町長のお考えをお聞かせ願いたいと思います。以上、1項目2点について所見をお伺いし、壇上からの質問を終わります。

○議長（荒道鶴造君） 町長、上山博一君。

○町長（上山博一君） はい、土橋議員のご質問にお答えいたします。第1点目のご質問であります。ご承知のとおり、この4月より名川町・南部町及び田子町の3町が加入いたしまして、現在7市町村での任意の合併検討協議会を進めている所であります。

今後の予定としましては、現在7市町村の一般公募等による地域将来構想策定委員会により進めております地域将来構想案を、10月下旬開催の第7回合併検討協議会に提案し、承認された後、地域将来構想概要版を作成して7市町村の全世帯に配布する予定になっております。

その上で、各市町村で説明会を開催し、それぞれの議会や住民の意向を確認しながら、土橋議員のいうとおり、来年開催予定の第8回合併検討協議会において、7市町村が次の段階である法定の合併検討協議会へ移行するか否かの確認を行う予定になっております。現在行われている合併検討協議会での協議事項等は、あくまでも任意の協議であり法に基づくものではないために拘束力はありません。

次に、第2点目のご質問についてお答えいたします。合併検討協議会での検討事項と合わせて行政と町民が共通の認識を共有するため、この5月に小学区ごとに市町村合併に関する地区懇談会を開催したところであります。その際に町民から出された合併に対しての疑問・不安・意見等は、町独自で策定しました21世紀における階上町のまちづくりの青写真である21はしかみビジョン構想に反映させるとともに、合併検討協議会において、策定される予定の地域将来構想にも反映されるよう事務を進めているところでありますが、この構想すべて網羅して頂くというわけにはいきませんが、合併するしないに拘わらず、この21はしかみビジョン構想は将来の階上づくりの道標になるものと思っています。今後は本年11月に完成する予定である八戸地域将来構想を町民に提示し合併についての議論を深めていきたいと考えております。法定協議会への参加は、本職が議会に提案する・しないを決定し、提案

すればその議決をうるわけで、法的な手続きはクリアーするものでありますが、町の将来を左右する重大な事件でありますので、本職とすれば何らかの形で住民の意思を確認したいと考えているところであります。確認の時期につきましては、法定協議会移行前に、方法については、今後議員の皆様とも、十分ご相談しながら検討してまいりたいと考えているところであります。以上です。

○議長（荒道鶴造君） 5番、土橋信夫君。

○5番（土橋信夫君） はい、5番土橋です。ありがとうございます。

第1点についての拘束力を有するものかということについては、まあ任意の協議会ですと法的な拘束力は有しないということの回答です。確かにその通りだと思うんですけども、町長がおしゃった次の段階への移行の確認ということなんですね。この法的拘束力は有しないけども、その方向性を表示するということは、そこでもって、法定協議会への移行を選択するのか、あるいは協議会からの離脱を選択するのか、そういう大きい選択肢がそこにあるのかどうか、それをお聞きしたいと思います。

それともうひとつ、第2点目ですけど、私ども任意協議会の色んな諸調査の結果等配布されて、断片的に状況はつかんでおる訳ですけども、階上町が今後どういう形で町として生きていくかと言うことを考えた場合非常に、こう、色んな諸問題がある。その例えば、今の財政力の状態でもって今の行政需要をまかなっていけるかという問題あります。住民懇話会においても説明会においても、現在の交付税制度あるいは国の財政制度が合併しない場合においても、どのような形の思策を講じていくのか、予測としてどうなんでしょうか、と言う質問を、こう何回かしてるんですけど、その度に回答は、国の財政制度については、なんら説明されていないということでございます。

階上町の一般財源の主要な部分である地方交付税、この流れをみますと、ここ3年で12パーセント削減減額されています。予算規模は、財源対策債を発行してますので借金でまかなってるという歳入歳出のバランスを取っている訳なんですけども、実質的には平成10年度から平成12年度まで、平成12年度から平成14年度までの減額をみますと、その平成12年の26億977万5千円から平成14年には22億963万2千円、実に12パーセント減額になってございます。こういう国の財政制度あるいは交付税の枠組みそのものは変更が

ないのかあるいはまだ未確定で情報が流れてこないわからないといいながらも、ここ3年みても主要な一般財源が12パーセント減額になってる。しかも国の交付税制度そのものが借金の対質のうえに成り立っているということを考えると、非常にこうわれわれにとっては非常に不安な部分でございます。

それから国の基本方針、来年度の基本方針においてもですね国庫補助、負担等については整理検討していくんだということをいってるわけですので、特定財源、主要な特定財源、主要な一般財源、いずれにとっても地方自治体にとっては非常に厳しい状態が続いている。こういう状態がはっきりしない、予測ながらもここ3年ぐらいの間に、こう厳しい財政状況が続いているということを考えると、われわれ断片的な情報は情報としていただいても、それを今後どういう形で、こう階上町が自立していけるのかということを考えた場合にですね、非常に不安に思う訳でございます、町長が今答弁してくれたように住民の意思を法定協議会の前に、意志を確認したいという事をおっしゃってますけども、それは住民投票の実施も含めて、こう考えているのかどうか、そこのところをお伺いしたいと思います。

○町長（上山博一君） はい、議長。

○議長（荒道鶴造君） 町長、上山博一君。

○町長（上山博一君） 2回目の質問にお答えしたいと思いますが、質問の内容は大にわたっておりますので、順番も間違ふこともあるかもしれません。また落とすこともあるかも知れませんが、その場合は、また追加のご質問お願いしたいと思います。まあ、後段の住民の意思の確認は住民投票もあるのかというご質問であります、それも有力な方法の一つであると、そのことも選択肢のなかには入っています。どの方向でやるかはまだ決めていないということで、まあアンケートということもあると思います。またその他の方法もあると思いますが、有力な方法の一つであろうかと思っております。

それから合併しない場合、階上が独自で、仮に町民がその方向を選んだ場合、まあ合併しないということを選んだ場合、これは階上が財政運営はどうかとご心配であるわけですが、これは町民等しくご心配している所であると思います。この頃3年ぐらいの間に12パーセントの国からの交付税が落ちているということであるわけですが、合併するしないに係わら

ず、国税が伸びないで、落ち込んでるということからきている減額であるわけで、主要国税がどんどん落ち込んでいるということだと思います。国の地方への税の交付税の異常はですね、国の景気にだいぶ左右されるというふうに思っています。それからなぜ、この合併問題がでてきたのかと、この合併問題、分権の受け皿、行財政改革これは一体のものだ、財政が国も地方も厳しくなっているからこの問題がでてきていると、私は思うわけです。それでは、将来、階上は合併した場合どうか、しない場合どうかということになっていくわけですが、これは合併した場合はそれなりの国の合併特例債など、いわゆる借金はあるところまで認めましょうといわゆる借金で、インフラ整備とかですね、それはある程度まで認めましょうということになっているわけですが、まあこれはカンフル剤的なものではないかと私は思っています。地方にまた借金を押し付けることではないかと、これは国がですね財政が厳しいということであれば借金政策でなく、金で国民の心を動かそうということではなく、合併が正しいと国がそのように判断するのであれば、国の段階でするこの専門家、例えば国の代議士等がですねこれをよく勉強して、こうしなさいとこれをリードしていくのが国だと、国の責任であると思いますが、今説明されているのは、合併してもしなくてもペナルティはしませんよとこういう事を言っている訳です。ですから人口7千人くらい、特にね財源等あるようでもない町がですね合併しない宣言を出してもみたりですね、まあ理論上は3千でも5千でも、または2町3町がですね合併して1万人満たない所も、私達は合併したと。しかし人口は、1万人満たないよというところも残る理論だ訳です。非常にですね国の方針もあやふやであります。しかしペナルティーはしないとんでもですね、なにかしらのペナルティーがあるのではないかと、また国民がまあ不安持っているところだと思います。金が無ければ無い袖はふれないということですね、これは自動的に今迄のように交付税が減額されると、そうなった場合、仮に町民が合併しないと言うふうになった場合どうしていくかと、これはですね色々な方策を立てて実行していかなければならないだろうと、まあ今はですね、それに直接触れるということにはですね微妙な問題もありますので何をどうするかと、例えばですよ、私ごとに触れる訳ですが、この3役4役の報酬はこれでよいのかと、職員の給料はこれでよいのかと、議員はどうなのかと、定数はこれでよいのかと色々な事を踏み込んでいかなければならない、これはいつということではありませんよ、議論が当然出てくると思います。これは階上のみならずですね全国的な問題であろうかと、まあ実は思っているところです。

まあ、あのまだまだちょっとありますけどね、回答はこれくらいにしておきたいと思います。

(土橋議員の声… あの方向性を決めるのはですね、要は協議会の離脱あるいは合併法定協議会の移行という選択肢、選択がその段階なのかそのへんところ)

やはり答弁漏れがあった訳ですが、離脱ができるかと、これは法定協議会前に町の町としての判断しなければならない、その場合はその判断に従って法定協議会に入る前に離脱、あるいは法定協議会一緒に入っていくとこういうことも、もし入らない場合はその前であろうと思っています、離脱ということになればですね。

(土橋議員の声…その時点で判断を求められる訳ですね、その要は方向性を協議する段階では選択肢の中に入れとかなければならないというわけですね)

はい、その通りです。

○5番(土橋信夫君) はい。

○議長(荒道鶴造君) 5番、土橋信夫君。

○5番(土橋信夫君) はい、5番土橋です。私は質問しているのは、合併論争じゃないです、一つご理解いただきたいと思います。私はあの質問はですね、非常にこう情報が少ないなかで17人の町議会議員の判断だけで方向性を決めていいのかどうかという問題でございまして、そののところでもっていつどのくらいの時間にどのくらいの判断をしなきゃならないのかということをお聞きしてございます。例えばですね、例えば情報のさっきのこう財政的な面なんですけども、わたし一番財政力指数、これ今町長もいわれたみたいに、色んな経済の問題もあるし、交付税制度の色んなこう諸問題もあるということから、その削減12パーセントの削減という傾向ていうのは、そういう色んな状況に応じてこう削減してきてるんだということなんですけども。要は一般的に財政力指数、地方公共団体財政力の強弱を示す指数として財政力指数があるんですけども、ご承知の様に階上町は0, 28八戸市は0, 65ということですねそれからまあ市の中で各町村、各町村の財政力指数示されているんですけども、例えば7町村のいわゆる財政力指数を計算する基準財政収入額を基準財政需要額で割

って、その3年間の平均が財政力指数ですので、それを現在の任意協議会の町村の基準財政収入額の総額を現在のメンバーの基準財政需要額の総額で割りかえしてみますとすとね0.5なんですね、0.5ですからそういうところのいずれ苦しくなってもより階上が苦しくなるということも想定されると思ったんですね。そういう階上町を将来どう選択するのかという大きい議論に立った時、先程言いましたように17人の議会でもって、法的には最終的に議会が議決しなきゃならないんですけども、色んな考え方町民の意志を確認すると言う必要があるんじゃないかと、わたくしは思います。

ですから、町長が先程法定協議会の前に、その住民の意思を確認する方法として住民投票もあるということをおっしゃったんですけども、条例の整備をして限られた時間内で実施するっていうのは、これからスタートしても大変なことだと思いますんで、そのへんのこと十分ご検討頂いて、その以前やったアンケートのですねごくごく一部700人かいくらの、5パーセントの住民の意見でもって、それを方向付けを参考にして決めるということの無いように、一つ住民の意思を十分に尊重して、今後対応して頂きたいと思っておりますのでお願いをいまして私の質問を終わりたいと思います。

(議長の声… 土橋議員答弁はいいでしょ。)

○議長(荒道鶴造君) 以上で5番、土橋信夫君の質問を終わります。

12番、木村勝彦君の質問を許します。12番木村勝彦君。

○12番(木村勝彦君) 12番木村。それでは通告に従いまして一般質問させていただきます。

まず県道の整備促進についてお伺いいたします。過半当町で開催されました三戸郡東南地区町村議会議員連絡協議会の定期総会におきましても、平成14年度の決議事項として採択されて、今年度の県当局への陳情も実施されたと伺っておりますが当階上町には階上岳に沿って縦横にはしる名川・階上線、烏屋部・十日市線と広域的に利用度の高い重要路線があります。これまで県当局のご配慮により逐次整備されてきていることに対し深く感謝申し上げます。その第1としまして、主要地方道名川・階上線の整備促進についてお伺いします。階上町関係では田代地区が今年度中に完成の運びと聞いていますが、晴山沢地区の中屋敷から根岸まで延長750メートルは、13年度の実績なしという状況であります。烏屋部地区に

おきまして未整備箇所2箇所を残しています。これらを早急に整備していかなければならないと思います。また残る国道45号線に至る階上分について、町としてどのように取り組んでいくか、県への要望はどのように進めていくか、例えば、地域将来構想21はしかみビジョンプラン報告書の中で提言されています、道路整備構想の中でも名川・階上線早期実現の項目の中で市街地を形成するメインストリートの整備。具体的には、階上中学校通りの路線の県道転換について町長さんはどのようなお考えでしょうか、お聞かせ願います。その2としまして、一般県道鳥屋部・十日市線の整備についてであります。本路線もご承知の通り階上岳登山口より角柄折・新田地区・柳平バス停まで全長2000メートルの区間中、現在未整備箇所が約1300メートルほどあります。町当局におきましても最重要事項として位置づけていただき、県との連携を密にし用地交渉等取り組んでおりますが、私たち地元住民としまして道路整備促進委員会を組織して10年になりますが、地権者60数名の同意書を県当局に提出して7・8年の歳月が流れております。おかげさまで階上岳の整備も着々と進み、この八戸市からのアクセス道路の整備を1日も早く望んでいるのは私たちだけではないと思います。町長さんの今後の促進についてのお考えをお聞かせ願います。以上、この場からの質問とさせていただきます。

○議長（荒道鶴造君） 町長、上山博一君。

○町長（上山博一君） 木村議員のご質問にお答えいたします。1点目の主要地方道名川・階上線の整備促進についてであります。この路線の階上町分の総延長は12193メートルであります。このうち現在、田代工区を工事しており、今年度をもって田代工区の工事は完了する予定となっております。今後は晴山沢工区と残り1千メートル弱の施行にはいると思われれます。町としては、県、特に八戸県土整備事務所と協調して工事の推進を図るとともに、沿線町村と統一した要望書を県に提出し本路線整備の重要性を県に訴えているところであります。今後も同様の方法により推進し、早期完成を目指していきたいと考えております。次に一般県道鳥屋部・十日市線の整備についてであります。この路線の階上町分の総延長は4382メートルであります。このうち改良工事済み分は2382メートルです。残り2000メートルについても用地の買収、支障物の移転補償を実施しているところであります。県では今年度事業として用地買収と工事210メートル程度をすでに発注しています。今年

度以降においても引き続いて工事を進めていくものと考えています。質問の事前通告の中に県道整備ということでありましたのでその県道整備も2点、2路線ということでありましたので、ちょうどあの整備については私も考えがありますが、まああの用意は実は無かったっかだんですが、メインストリートの整備とこれは階上の都市計画の中です。17メートル道路というのがあの計画されているのは木村議員も承知かと思えます。これもですねあの非常にあの道行きも狭いし混雑していますので、できるだけ早く着手して完成させていきたい訳なんですけども、これは財政の方とそれから担当の方とですねローリングの計画がどうなっているのか、今ちょっと私今頭に無いんですけどね、まあ必要であればまたあの課長等からですね、その事について答弁行わせたいと思えますが、これ通告になかったもので、これ私用意してなかったんです。実は。まあその間、町道等の整備ですね、なかなか財政厳しいということですね、思うようにできないと、町道路は町の発展の鍵を握ってる。まあ人体であれば動脈と言われる程でありますので、これからも一生懸命にね道路整備に力を入れていきたいと思っております。以上でございます。

それから日頃木村議員には、特にあの促進委員長として地区の促進委員長として、名川・階上線、それから鳥屋部・十日市線非常にご苦勞かけておりました感謝申し上げます。

あ、先程、今思い出したんですが、名川・階上線2点残っているということだと思いますが部分部分ちょこっと残っている訳ですけどもね。その1点は、相続の関係でですね進まない部分がひとつあります。もうひとつは買収単価ですね、これもちょっと進んでない所2箇所あります。これもできるだけ県と話しあいながら早く解決して進めたいと、そのように思っております。ご協力よろしく願いいたします。

○12番（木村勝彦君） はい。

○議長（荒道鶴造君） 12番、木村勝彦君。

○12番（木村勝彦君） 12番木村。ただいまの答えのなかで、町道として階上中学校通りということもいいましたが、その点についてもこれからやはり名川・階上線の県道までの未整備としましても、残りだいぶ階上分は少なくなってきたという感もありますけども、それぞれ国道までの計画的な対応策をしていかなかったらこれまた何年かかるか解らないとそ

れでまた大事な部分にきたんじゃないかなということで質問させていただきましたけども。そういった中で用地等時間的に相当な期間を要するのはもう現実でございますし、あのそれから町道として県道に返還していく方向も考えられる、考えていけるんじゃないかと、なぜならば財政的に相当な負担が町道の場合無理がかかるんじゃないか、それと道路の構造的にもそれが要望されておりますので、そういう事もして頂きたい。

そしてから、まあ一生懸命係の方が連携を取って、県と連携とってやって頂いておりますけども、県道だから県がやるんだという考えの中ではございませんので、これはやっぱり地元の地権者が先になって同意をしてもらわないとできる問題でありませぬので、このへんもひとつ時間的な問題等もこれから進めなければならない、こう思います。

それとあの鳥屋部・十日市線についても残っているところが非常に時間もかかっておりますし、それこそ県に何回となく私も県の土木にもお願いもしたり、それこそ町の係の方とも行った経緯がございますけども、その中でも、いずれまあ13年度の完成をするからという事等も前々から約束いただいた中で、まだまだ工事が進んでないと、もう用地買収は殆ど終わって、いずれもう工事のみという状態になっておりますので、このへんもよろしく願ひして、そのへんをひとつご回答願ひします。

○町長（上山博一君） はい、議長。

○議長（荒道鶴造君） 町長、上山博一君。

○町長（上山博一君） メイン通りの県道の組替えと言いますか質問であると思いますが、かつては県道であったこともありました。あの整備は非常に費用もだいぶかかるだろうと考えもあります。私達の方でもそのことは実は検討されています。すぐそれを県の方にね要望した方がいいものか、どうかと言うことはねえ、まあここで言っているかどうかわからないですが、県道にですわね県道主要地方道ですから非常に交通量が多いんです。まだあの歩道のない県道があります。いわゆる先程議員がおしゃったような、あそこの時点からぐるっとひと回りして、野沢^のをかけてですわね郵便局ですかあのへんまでですわね歩道がない。これはですわね相当の経費もかかりますし距離もあるんで、これは歩道を何とか願ひしたいとまあどちらかを、どっちを早くやっっていくかというのもある訳ですけどもね、そういうのも実はわ

たくしもあの路線は通学路でもありますし、また保育園とかですかねまああの診療所、まあ役場色々な所に通ずる道路ですんで、わたくしは将来的にはあの路線は歩道をぜひ欲しいなと実は思っているんですよ、でその後に強気に働きかけて決められた方がいいものか、今それを働きかけてですねメイン通りの方、まあこれは、わたくしたちのそのまちづくりと言うことから見ても、どちらがいいものかと、まあ相手もあることであるし、大変悩ましいところ正直なところご理解頂けると思います。それからあの鳥屋部・十日市線、それから名川・階上線と出た訳ですけどこれはもう2回今年に入って2回県知事に陳情しています。三戸郡・三八地区でね組織している三八地区土木振興会で県知事にね首長、八戸市長も含めてですね、県知事に、県の方に説明してよろしくとこうやっています。それから先般ですね東南地区議員連絡協議会の中でも同様の陳情をいたしました。今年は階上が当番でありましたからね、まあ議長がよくそこ説明をしました。わたくしも当番でありましたのでまたお礼を兼ねてひとつ早くやってくれというふうに2回県知事にこの事をね。まあ県知事ばかりでなく部長、課長も出て参りますので、まず課長現場をまず見てくれと言う事ですね、そして言ったらこの前見てきたということで、県の方も前向きな返事をもらっていますが、そういった事でね努力はしています。ということで答弁にかえさせていただきます。はい。

(木村議員の声 以上で終わります。ありがとうございます。)

○議長(荒道鶴造君) 以上で、12番、木村勝彦君の質問を終わります。

1番、橋場敏雄君の質問を許します。

○1番(橋場敏雄君) はい、1番橋場です。

○議長(荒道鶴造君) 1番、橋場敏雄君。

○1番(橋場敏雄君) 本会議において質問の機会を与えられましたので、わたくしからは1点について質問をいたします。それは水産資源の種苗生産拡大についてであります。三戸郡下唯一海に面しております階上町にとりましては、種苗生産の拡大については町としても重要な政策課題であると思います。漁業協同組合及び傘下の組合員にとりましては、経営基盤を進展させる上で生産量の拡大は重要な課題となっております。

近年、魚介類、貝類及び魚類等につきましては種苗生産技術が発展し各地においては生産拡大が図られているところです。本町においてはアワビの稚貝放流は平成元年から、これはちょっと前の資料が少し整備をされておられませんので元年からにしたんですが、もう少し平成60年から、これは放流費は含まれておりません。ですから印刷物のとこで元年からとさしていただきました。ウニの放流については平成2年から実施されておりますが最近の漁獲量というんですか見ますと横ばいの域を出ず、これまで行なってきた方策のみでは生産拡大に限界が思料されるところであります。ちなみに生産量とそれから放流の関係見ますと、平成元年はアワビの放流が18万でございました。それで金額が1023万種苗費を投じております。収穫できる年数はまあ5年後としまして、生産する期間は5年ぐらいで採取する訳ですから、その5年後をみますと数量が3878キログラムです放した時は18万個であります。そして生産金額ですが3400万約ですからまあこういう状態になっております。

それから近年ここ3・4年の近いとこをみますと平成10年には数量が6000キロぐらい、これは漁獲の量です。

それからその金額が最終金額が4000万ぐらい、そして5年前のその放流数が19万でございましたそれに費やした金額が1500万ですね。ですから今までどおりなみたいに種苗放流してもこれ以上の効果が出ないと思っております。ですから今まで実証されました種苗放流事業の内容を検証され生産拡大の為に漁場基盤整備が肝要かと考えられます。今後町としてもどのように取り組んでいかれますか、お伺いをいたします。

○町長（上山博一君） はい。

○議長（荒道鶴造君） 町長、上山博一君。

○町長（上山博一君） 橋場議員のご質問にお答えいたします。橋場議員は半生を水産振興の為に捧げられてこられた方でありまして、まあいわばその道の専門家でもあります。水産業とその振興対策に関心を持っておられることは多くの方々が共通している事であります。

水産資源の種苗生産拡大と漁場基盤整備についてであります。採る漁業から作る漁業に水産業が大きく転換されて久しい訳です。当町としても漁業協同組合等図って県と国の助成等指導をいただきながら努力をしてまいったところであります。階上海岸5.5キロメートル

の草地に漁場を整備しながらウニ、アワビ、ヒラメ、アイナメなどの種苗の放流をし、続けてまいったところであります。しかしながら生産量は近年あまり拡大していないという事も事実であります。基盤を整備して種苗を放流すれば生産量がどんどん拡大していくのかどうかと。生産量が増えていないということは何に原因があるのかということなのです。この頃は海藻類もあまり育たなくなってきたと言われています。原因は海水の汚染によるものかと乱獲によるものかとその他に海流など自然現象によるものかと、まず原因の究明も大事であると思います。コンクリートブロックの投入、自然石の投石事業など行ってきた訳ですがその他に種市町などが行なっている岩盤の掘削などはどうなのか調査、研究してみる必要もあると思います。いずれにしても、漁民あるいは漁業協同組合、町が一体となって再生産ができるしくみや生産量を維持、拡大する方策を探っていかなければならないと思っています。

専門家の意見などを聞いて見る事も必要であると思います。まず生産者の代表で組織されている漁業協同組合はどのような考えを持っているのかと。今までの実績等評価、反省すべき事があれば何かなど話し合ってみる必要があると思います。以上です。

○1番（橋場敏雄君） はい。1番橋場です。

○議長（荒道鶴造君） 1番、橋場敏雄君。

○1番（橋場敏雄君） ただいま、町長からの答弁の中に、わたくしの質問の意とする大部分がはいってはおるんですが、もう少し質問させていただきます。去る8月22日でしたか、行政も含めたですね種苗放流の進展を上げる懇談会というのを催しました。部会のほうからは4人出席しております。その中にはわたくしも出席させていただきました。今後、その資源の増大、資源を増大するためにはどういうふうな方策を投じていけばよいかと、それは行政とそれから漁業関係者が一体になって進めていかなければ効果がないと言う事でありました。色々その中で意見が出たんですが、まあ今年については、非常に海藻が少ないと、それでウニの実入りが非常に少なかったと言う事をいっております。まあこれは生息環境が、やはりかなり前から収穫をしまして、だいぶその悪化をしているというところにも原因があると思います。それは今まで随分漁村の整備を進めてまいりました生息面積も減っているはずですが。要するに港を作ったり、まあその時はそれで政策を進めた訳ですから。今後はですねやはり生産拡

大にそのウエイトを移していかなきゃならない時代になってきたんじゃないかな。

国の方でも県の方でもそのソフトの事業を拡大していくと要するに管理型事業ですよ。種をまいて育てるというところまで全部やっていくんだと、んでなければ効果が出ないと。ハードの部分もこれは構造物ですから何年間かあると壊れたりなんかするはずですよまあそれは最小限にとどめてですね。でその予算の使い方ですよ生産力にやっぱりそのウエイトをかけていくべきじゃないかとまあそんな感じに思っていました。

それでまあ漁業協同組合の方からも出ておったんですがまあ投石されているその効果がでているところもあります。それから砂に埋もれて効果が出ないと。

ですからその投石する場所はその漁業者の人達が一番分かっていますからそこに一番効果があるところに投石して頂ければいい。

それからまあどうしても小さいうちに放す訳ですから食害にあうわけです。1 cmか2 cmぐらいのその稚貝やそれから稚ウニを放す訳ですから、それを育てるようにその方策を講じていかなければならない。

よその方でも、その食害の駆除ていうのはやっておりましてね。それはその組合員のかなりうんの協力頂かないとならないと、まあその幻灯機だとかそうゆう時はその潜水をいれて調査しなきゃならない事態がでてくるかもわかりませんが。まあ行政と漁業者と一緒に育てあげなければなりません。それでこの事業は今までみたい今年も320万でしたかアワビの方が、ウニの方が300万でしたか、アブラメの方が、まあ1千万近い予算を投入している訳ですから、できるだけ生産力が上がるようにやっぱりやっていかなければならない。ひとつは漁場整備の関係なんですけどまあ最近の町の財政を色んなその昨日あたりも最初の方もあの財政の支出だとかそれ報告されたんですが、非常に海の事業は金がかかるわけですから、これはやはりその国やら県やらですね、その考えを導入される方策もですね考えて見て頂きたい。単年度で完成される訳じゃないですから、やはり長期間に継続してやんなきゃなんないですから、十分そこらあたりも検討して進められるようお願いして質問を終わります。

○町長（上山博一君） はい。

○議長（荒道鶴造君） 町長 上山博一君

○町長（上山博一君） やはり専門家でありますので大変参考になる意見述べられてあったわけですが、まさにその通りであります。まああの今までね膨大な金を投じて港といいますか船が入る所を造ってきた訳です、その結果においてどうであったかと、種苗が育つ所がどんどん潰された経緯がある訳です。それが良かったのかどうかと、今までのやり方がですねここにきて色々漁業関係者以外からもあれで良かったのかという意見も出てきております。まあ行政はね、それではどうすればよいのかということのこれは行政自身も考えていかなければならない。漁民そして漁民の代表である漁業協同組合の方々も考えてですね。どうやっていけばよいのかと、やはりね漁民、組合、行政と三者がねよく話し合っってハード面ソフト面これは考えていかなければならないことだと思います。

海事業はですね、ちょっと1メートルこの防波堤を作ると何億というかかるんです金が、しかもこれが回収されるものかしないものかと、非常に密の部分があります。ここにきてですね、横ばいあるいは少なくなっているとかつてね昔の事をね橋場議員はおっしゃったわけですが、本当に私小さい頃ね、だいたい何十年も前になる訳ですが、カゼもそれから昆布、ワカメがですね、もう上からね昆布、ワカメでカゼなんか底が見えない程のでありました。ところがね金をつぎ込んでもつぎ込んでも色々な策を講じて、この頃はもういつも海底、底まで見えるきれいだということになっています。それがね闇雲にどんどん、どんどんやっていけばいいという事になってきますと今まで漁港を造った理由がありますけどもね、何をどうすればよいのかね、実は私はですねまだそのへんこれが良いというには私自身分らないのが正直なところです。まあこの事についてもね、過去を反省するところがあれば反省しながら、これからどうしていくかという事をね三者が考えていかなければならないのではないかと思います。大変答弁になったかならなかったか分からないけどもね。やはりこのね漁業は階上の産業の大部分をね、生活している方がいますので非常に私も関心がありますのでね、この事についても、今後まず当事者、利害関係のある当事者がね、何か考えれば意見を述べて頂きたいなあと考えているところです。まあどうしてもね広く一般に産業ありますので皆さんに、みんなに広くこう眼を向けていかなければならない訳ですけどね、非常に限度がありますので、そういうこともまた期待したい訳です。以上でございます。

○議長（荒道鶴造君） 以上で、1番、橋場敏雄君の質問を終わります。

4番、山田恵治君の質問を許します。

○4番（山田恵治君） はい。4番、山田です。

○議長（荒道鶴造君） 4番、山田恵治君。

○4番（山田恵治君） はい。9月定例議会に一般質問の場を頂き有り難うございます。通告に従い質問をさせていただきます。最近さまざまな分野で環境問題が取り上げられております。私たちの身の回りにもそういった問題があり、特に夏場になると地区の住民から寄せられる苦情があります。それは蒼前、野場中地区にある大小7・8カ所もある調整池の悪臭と蚊の発生です。本来であればこの調整池は雨水が流れ込み浸透するだけのものなのですが、どこからともなく家庭用雑排水が流れ込みヘドロが溜まり悪臭が漂い、蚊の発生源になっております。役場にもこの事についての苦情が毎年寄せられている事と思います。

この地区のもうひとつの問題は、ヤマセの風に乗ってくる養豚、養鶏の悪臭です。16年も住んでいるとその悪臭に麻痺してしまいそうですが、新しく階上に来られた方々はこの悪臭に大変な驚きと役場の対応について苦情を言われます。町としても様々な対応策をお取り頂いている事とは思いますが、悪臭はいまだに押し寄せてまいります。こういった苦情に対して私も何度か町民課にお話をしてまいりましたが、調整池に関しては家庭用排水を流しているのが原因でこれといって対応策はなく、また養豚、養鶏の悪臭については悪臭を取り除く機械があるのだそうですが、補助金を頂いて設置するにも大変な投資金額がかかるという事で進んでいないのが現状だと聞いております。この調整池の悪臭をなくするには下水道を完備すれば解決する事だと思いますが、その下水道も昨年より工事がスタートいたしました。完成は7・8年先の事になります。蒼前地区に住んでいる私どもは、こういった環境問題を何とか解決していきたいなあと感じておりましたが、今この調整池の悪臭対策に蒼前7丁目の住民達が取り組んでいる事があります。それはEM菌を使った水質の浄化です。EMとは有用微生物群の事を言います。光合成細菌、乳酸菌、酵母菌、糸状菌、放線菌、5課従属80種の有用微生物の集まりです。このEMが土壌改良や悪臭の緩和、河川の水質浄化や家庭や工場からの排出される汚水の浄化に大変な成果を上げているという事が本や雑誌、新聞等で取り上げられてまいりました。全国各地の市町村でEMに取り組み環境浄化の成果を上げている事例が数多くあります。例えば瀬戸内海の染色の町今治市内を流れるあろずや川の悪臭とヘドロがこれによって消え、鮎やメダカ、ボラなどの魚が群がり水系、水系の生態系

が蘇り、瀬戸内海の水質浄化運動のモデルになっております。

また仙台駅の駅舎トイレでは悪臭の解消に効果を上げております。このEM菌を週3回トイレに散布し1ヶ月間で悪臭は十分の一に減ったと言われます。

岩手県では岩手公園の亀ヶ池、鶴ヶ池のお堀の浄化にEMを投入し透明度が改善され、無臭になったなどの事例が紹介されておりました。

青森県では十和田湖町の渡部町長、同郷の川原元組合長がEMで町おこしに取り組んでおられます。最近では今年の7月に小川原湖の水質改善の為に上北町で湖水浴場や同湖に注ぐ花切川にEMを散布し浄化実験を行っております。このEM培養液を使って蒼前7丁目の住民達が家庭用排水の側溝の先にある調整池をきれいにしようと言う活動を始めました。

今まで町に対して苦情だけを言ってきた住民がEMを使って悪臭を無くそう、水質浄化をしよう活動始めた事は、大変画期的な事だと思います。今7丁目の住民達は自分達でEM培養液を買い毎日流しや風呂、排水口から流しています。調整池の悪臭はだいぶ無くなりました。そして池の水も少しづつきれいになってまいりました。

私達はこの7丁目を水質浄化、環境浄化のモデル地区にしていきたいと思っております。この取り組みに当たって、役場の企画課や建設課、町民課にお話をしてまいりましたが大変な関心を示して頂きました。建設課の皆様方にはこの池の周りの草や木の刈り払いをして頂きました。また7月19日の調整池へのEM菌投入の際には、町民課長始め企画、建設課の皆さんからもおいで頂き、投入の様子を住民と一緒に見て頂きました。町民課ではその後も時々様子を見に来られ、住民達のこうした取り組みに対して役場の職員が関心を示している事に住民達の町を見る目も少しづつ変わってきた様な気がします。苦情だけを町に言うのではなく、自らも改善の為に行動する、そしてこういった町民の活動に町ができる事を援助する、こういう町と住民の関係はより良い階上町を建設して行くものだと思います。

蒼前地区でのEMを使った調整池の浄化の成果を見て頂き、数カ所ある調整池の浄化に町でも本腰を入れて取り組んで頂きたいと思っております。今後の町の対策についてお伺いをいたします。

またこの石ノ鉢、野場中、蒼前地区に襲い掛かる豚舎、鶏舎からの悪臭でございますが、このEM菌培養液を使って悪臭を無くし環境改善をおこなった豚舎があります。十和田市にある川村養豚組合です。EMを使ってから一年半が経つそうですが、この養豚場に隣接する観光林檎園からの毎年の苦情が無くなり悪臭も消えたという大変大きな成果を上げておられ

ます。先月役場の担当職員と休みの日に、この豚舎を見学に行つてまいりました。一般の豚舎に比べ臭いの大変少ない事に驚きました。豚舎の中の糞尿の集まる場所を見てまいりましたが、普通であれば、鼻が曲がるほど臭いと言われる場所もさほど気にならない状態でした。この事は画期的な出来事だと思います。EMの入った餌を食べさせ、EMの入った水を飲ませ、糞尿に散布して悪臭が無くなった。本当に驚いて帰つてまいりました。帰り際に経営者の川村さんはこう言っておりました。とにかく使つてみなさい、分かるからと、そしてそこで働いている方々は、大変この臭いが無くなった事に喜んでおりました。養豚、養鶏の悪臭に対し階上町としても、こういった対策に取り組む事が必要だと思います。平成11年11月の1日、家畜排泄物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律が施行されました。簡単に言えば、家畜の排泄物の管理基準を定めた法律です。そしてこの法律は平成16年11月1日から構造設備基準や悪臭に対する設備管理の法律が適用になります。この石鉢、野場中、蒼前の場所は、蒼前という場所は階上町の玄関口であり、現在約2000世帯、約5000人が住む地域であります。殆どが、ここ20数年の間に移り住んできた人々です。

悪臭のない環境ができれば階上町への移住される人々はまだまだ増え続けるでしょう。そしてもっと豊かな町になるでしょう。階上町の悪臭に対する今後の対応、対策についてお伺いをいたし、壇上からの質問を終わらせて頂きます。

○議長（荒道鶴造君） 町長、上山博一君。

○町長（上山博一君） はい。山田議員のご質問にお答えいたします。蒼前、野場中のいわゆる調整池の悪臭対策についてであります。ご承知のように調整池の設置の目的は豪雨などによる災害防止の為に作られている施設であります。雨水のみであれば地域住民が困る程の悪臭はしないのではないかと思います。考えられる事は、地区の方々が家庭雑排水を流しているのではないかとまあ思う訳です。雑排水に含まれている有機物が腐敗して悪臭が発生し、その臭いに衛生害虫が集まってくるという悪循環になっている事だと思います。原因が分かっているのであればそれを絶つ事ではありますが、地区の方々はその事をどのように考え思っているのでしょうか。まず自分達の住む環境は自分達で守ることが大事であるという事は言うまでもありません。まあそれを前提としまして、現在、蒼前、野場中地区の下水道設置工事が進められていますが、完成までには後10ヶ年前後がね、まあかかるだろうとい

うことであります。当面の対策のひとつとして、この地区で住民が自発的に実施している有用微生物群を利用した浄化活動がありますが、町でもその状況を見ながら対応について検討したいと思っています。

次に養豚、養鶏場から出る悪臭対策についてであります。町と県関係者による現地調査を実施したり、まあその際にね、悪臭拡散防止を講じるように指導しております。また養豚、養鶏場を経営している方々が、自主的に組織している八戸・階上地域環境整備協議会においても、この問題を取り上げて会員達が自主的に巡回し、畜舎の環境調査、評価するなど努力はしているようです。先般の勉強会では、畜産公害防止の為の有用微生物群の利用法について研修しており、その勉強会で得た知識を現場でどのように活かし実践するのか、どの程度効果が出るのか。まあその推移を見たいと思っております。悪臭問題について、早速県の公害担当課と八戸市と階上町が連携して事業所を訪問、指導するという事で努めて行きたいとこのように思っているところです。山田議員には、悪臭対策について地区と地区民と協力してEM菌の散布など、環境を良くする為にご努力なされていますことに感謝申しあげて、お答えいたします。以上であります。

○議長（荒道鶴造君） 4番、山田恵治君。

○4番（山田恵治君） はい。4番、山田。大変丁寧な答えを頂き有り難うございました。是非、この蒼前地区でEMを投入して調整池を今きれいにしていこうという運動をおこしておりますので、それを、その成果を皆さま方に見て頂いて、またあのEMを使ってこの臭いを無くしている養豚場が実際にありますので、そういった方々も、こういったところを見学して頂いて、今後の対応をお考え頂ければいいなと思っております。

上山町長はいつも、階上町は海と山に恵まれた豊かな自然がある大変素晴らしい町だと言われます、どうかこういった水質浄化や環境浄化に取り組み、悪臭の無い、もっと住みよい町に、まちづくりにご活躍されることをご期待いたし質問を終わらせて頂きます。

○議長（荒道鶴造君） 以上で、4番、山田恵治君の質問を終わります。

日程第2、報告第1号 専決処分した事項の報告については、お手許に配布したとおりであります。

これより質疑にはいります。質疑はありませんか。(なしの声あり) 質疑がないようですので、これにて報告の件を終了致します。

日程第3 議案第1号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについての件を議題といたします。

これより質疑にはいります。質疑はありませんか。(なしの声あり) 質疑なしと認めます。

これより討論にはいります。討論はありませんか。(なしの声あり) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、承認することにご異議ありませんか。(なしの声あり) ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号専決処分した事項の報告及び承認を求めることについての件は承認することに決定いたしました。

日程第4 認定第1号 平成13年度決算の認定についての件を議題といたします。

この際、代表監査委員より、ただいま議題となりました件についての監査の報告の申し出がありますので、報告をいたさせます。

代表監査委員 渡部直樹君。

○代表監査委員(渡部直樹君) はい、渡部です。それでは、決算審査の意見を申し上げます。

地方自治法第233条第2項及び同法第241条第5項の規定によりまして、町長より提出されました平成13年度一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算並びに証書類などについて、去る8月21日と22日の両日審査の結果、各会計の決算及び付属証書類は、適正に調整され、決算の係数は正確であり、内容についても正当なものと認めます。

しかし、財政構造の弾力性を判断する経常収支比率及び公債費比率は、健全ラインの目安とされている数値より高くなっているため、財政の硬直化を招かないよう、収支の均衡に留意しながら、合理的な予算計画に基づいた効率的な予算執行で、健全かつ適正な行財政運営に努めるようにお願いします。

また、歳入における自主財源の根幹をなす町税については、微増ながら前年度よりは増収となっているものの、徴収率は低下し、滞納額が年々増加しております。

財政の確保と適正な財政運営の意味から、徴収には今後とも特段のご努力を切望するものであります。

なお、決算の詳細につきましては、決算審査意見書として町長に提出済みですので、ご参照頂きたいと思えます。以上、簡単ですが監査の意見と致します。

平成14年9月12日、代表監査委員渡部直樹、監査委員土橋信夫、以上、であります。

○議長（荒道鶴造君） 以上で、監査報告を終わります。

これより質疑にはいります。質疑はありませんか。（なしの声あり）質疑なしと認めます。

これより討論にはいります。討論はありませんか。（なしの声あり）討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本決算は、認定することにご異議ありませんか。（なしの声あり）ご異議なしと認めます。

よって、平成13年度決算は認定することに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。次の会議は9月13日午前10時から開きます。

本日は、これにて散会いたします。

（散会 午前11時31分）

平成14年第6回階上町議会定例会 第3日

議事日程第3号

平成14年9月13日 午前10時開議

- 日程第1 議案第2号 階上町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第2 議案第3号 階上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第3 議案第4号 平成14年度階上町一般会計補正予算(第2号)
- 日程第4 議案第5号 平成14年度階上町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算(第1号)
- 日程第5 議案第6号 平成14年度階上町老人保健特別会計補正予算(第2号)
- 日程第6 議案第7号 平成14年度階上町介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第7 議案第8号 青森県市町村職員退職手当等組合理約の変更について
- 日程第8 陳情第1号 食品の安全に係わる包括的法律(食品安全新法)の制定と新行政組織の設置に関する意見書
- 日程第9 議会案第1号 地方税源の充実確保に関する意見書
- 日程第10 議会案第2号 食品の安全に係わる包括的法律(食品安全新法)の制定と新行政組織の設置に関する意見書
- 日程第11 議員派遣の件について
- 日程第12 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（17名）

1番	橋場敏雄君	2番	高松久美子君
3番	石川清人君	4番	山田恵治君
5番	土橋信夫君	6番	郷州公典君
7番	松森嵩君	8番	佐京登君
9番	畑中弘實君	10番	大前典男君
11番	桑原一夫君	12番	木村勝彦君
13番	欠番	14番	浜谷豊美君
15番	平戸茂雄君	16番	松倉正美君
17番	田端清君	18番	荒道鶴造君

欠席議員（なし）

説明のための出席者

町長	上山博一君	助役	笹山一夫君
収入役	荒谷剛生君	教育長	山本雅教君
総務課長	桑原定男君	企画課長	上博一君
税務課長	高階繁雄君	保健福祉課長	浜谷義勝君
農林水産課長	鳩文男君	建設課長	工藤靖夫君
町民課長	三上孝八君	中央保育所	中村豊志君
出納室長	池田隆君	新田・小舟渡・田代児童館長	荒沢和子君
学務課長	林貢君	社会教育課長	高橋信一君
体育課長	中城功君	給食センター所長	寅谷信廣君
農業委員会事務局長	小沢勝君	ハートフルプラザはしかみ所長	佐々木忠弘君
代表監査委員	渡部直樹君		

職務のための出席者

議会事務局総括主幹 赤松 セイ子 君 総務課長補佐 沼沢 範雄 君
総務課庶務係長 長根 工 君

◎ 開議の宣告

午前10時02分

○議長（荒道鶴造君） ただいまの出席議員は17名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手許に配布したとおりであります。

日程第1、議案第2号 階上町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

これより質疑にはいります。質疑は、ありませんか。（なしの声あり）質疑なしと認めます。

これより討論にはいります。討論は、ありませんか。（なしの声あり）討論なしと認めます。

これより議案第2号 階上町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（なしの声あり）ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第2、議案第3号 階上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といた、します。

これより質疑にはいります。質疑は、ありませんか。（なしの声あり）質疑なしと認めます。

これより討論にはいります。討論は、ありませんか。（なしの声あり）討論なしと認めます。

これより、議案第3号 階上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（なしの声あり）ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第3、議案第4号 平成十四年度階上町一般会計補正予算の件を議題といたします。

これより質疑にはいります。質疑は、ありませんか。(なしの声あり) 質疑なしと認めます。

これより討論にはいります。討論は、ありませんか。(なしの声あり) 討論なしと認めます。

これより、議案第4号 平成14年度階上町一般会計補正予算の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。(なしの声あり) ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

この際、日程第4、議案第5号 平成14年度階上町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算の件から、日程第6、議案第7号 平成14年度階上町介護保険特別会計補正予算の件までの三件を一括議題といたします。

これより質疑にはいります。質疑は、ありませんか。(なしの声あり) 質疑なしと認めます。

これより討論にはいります。討論は、ありませんか。(なしの声あり) 討論なしと認めます。

これより、議案第5号 平成14年度階上町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算の件から、議案第7号 平成14年度階上町介護保険特別会計補正予算の件、三件を一括して採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。(なしの声あり) ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第8号 青森県市町村職員退職手当等組合理約の変更についての件を議題といたします。

これより質疑にはいります。質疑は、ありませんか。(なしの声あり) 質疑なしと認めます。

これより討論にはいります。討論は、ありませんか。(なしの声あり) 討論なしと認めます。

これより、議案第8号 青森県市町村職員退職手当等組合理約の変更についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。(なしの声あり) ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第8、陳情第1号 「食品の安全に係わる包括的法律(食品安全新法)の制定と新行政組織の設置に関する意見書」を国に提出することを求める陳情の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

教育民生常任委員長。

○教育民生常任委員長（石川清人君） 石川です。教育民生委員会に付託されました陳情第1号の審査結果について報告申し上げます。結果については、お手許に配布されております陳情審査報告書のとおり全員一致で採択と決定いたしました。以上で報告を終わります。

○議長（荒道鶴造君） 以上で、委員長の報告を終わります。

お諮りいたします。

陳情第一号は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。（なしの声あり）ご異議なしと認めます。

よって、陳情第1号は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

日程第9、 議会案第1号 地方税源の充実確保に関する意見書の件を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議会案については、議員発議でありますので、提案理由の説明、委員会付託、質疑及び討論は省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。（なしの声あり）ご異議なしと認めます。

よって、提案理由の説明、委員会付託、質疑及び討論は省略することに決定いたしました。

これより、議会案第一号 地方税源の充実確保に関する意見書の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（なしの声あり）ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

ただいま可決されました意見書の提出については、議長に一任願いたいと思っております。

これにご異議ありませんか。（なしの声あり）ご異議なしと認めます。

よって議長に一任することに決定いたしました。

日程第10、 議会案第2号 食品の安全に係わる包括的法律（食品安全新法）の制定と新行政組織の設置に関する意見書の件を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議会案については、議員発議でありますので、提案理由の説明、委員会付託、質疑及び討論は省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。(なしの声あり) ご異議なしと認めます。

よって、提案理由の説明、委員会付託、質疑及び討論は省略することに決定いたしました。

これより、議会案第2号 食品の安全に係わる包括的法律(食品安全新法)の制定と新行政組織の設置に関する意見書の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。(なしの声あり) ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

ただいま可決されました意見書の提出については、議長に一任願いたいと思います。

これにご異議ありませんか。(なしの声あり) ご異議なしと認めます。

よって議長に一任することに決定いたしました。

日程第11、 議員派遣の件について議題といたします。

お諮りいたします。

議員派遣の件については、お手許に配布のとおりといたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。(なしの声あり) ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件については、お手許に配布のとおりと決定いたしました。

日程第12、 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題といたします。

議会運営委員長から会議規則第75条の規定により、本会議の会期日程等議会の運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。(なしの声あり) ご異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は、全部終了いたしました。

この際、町長から発言の申し出がありますので、これを許します。

町長 上山 博一君

○町長（上山博一君）

平成14年第6回階上町議会定例会の閉会にあたり、一言ご挨拶を申しあげます。

9月10日開会した本議会定例会も今日13日をもって閉会となりますが、ご提案申しあげました全議案原案のとおりお認め頂きましたことを、お礼を申し上げます。

本定例会におけるご意見等につきましては、今後の町政の運営あるいは執行にあたりましてそれらを十分に念頭において取り組んで参ります。

今後のみなさまのご健勝をお祈りしましてお礼の言葉といたします。

○議長（荒道鶴造君） これにて、平成14年第6回階上町議会定例会を閉会いたします。

（閉会 午前10時21分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

階上町議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員

